

## 第三者を従事させる場合等の届出に関する特約条項

甲及び乙は、第三者を従事させる場合等の届出に関し、次の特約条項を定める。

(第三者を従事させる場合の届出)

- 第1条 乙は、契約の履行に当たり、可能な限り正社員を作業に従事させるよう努めるものとする。
- 2 乙は第三者（乙を除く契約の履行に係る作業に従事させる全ての事業者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者を従事させる場合を含む。）をいう。以下同じ。）を従事させる必要がある場合には、仕様書等（仕様書及び仕様書を補足する細部資料をいう。）で定めるところにより、あらかじめ、甲に当該第三者の事業者名等を届けなければならない。ただし、輸送その他の情報システムの内容を知り得ないと乙が認める役務に従事させる場合には、この限りではない。
- 3 前項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して甲に届け出るものとする。

(写しの送付)

- 第2条 甲は、前条の規定により乙から届出のあった書面について、受付を行った後、その写しを乙に送付するものとする。

(納入先部隊等で作業を実施する場合の届出)

- 第3条 乙は、契約の履行に当たり、納入先部隊等において作業（輸送その他の情報システムの内容を知り得ないと乙が認める役務を除く。）を実施する必要がある場合には、当該契約に係る受領検査官又は使用責任者（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の補助者として甲が乙に通知した者をいう。）に作業従事者名簿（作業従事者管理日報を含む。以下同じ。）を届け出るものとする。ただし、納入に先立ち部隊等で現地技術確認試験等が実施される場合には、当該部隊等に所属する者で甲が乙に通知した作業確認者に作業従事者名簿を届け出るものとする。
- 2 第三者を従事させる場合には、前条の規定により甲から送付のあった書面の写しを届出書に添付するものとする。
- 3 乙は、第1条の規定により第三者を契約の履行に係る作業に従事させる場合にお

いては、当該第三者に当該届出をさせることができる。

4 前3項の規定において、緊急を要する場合などこれにより難しい場合には、事後速やかに理由を付して受領検査官又は使用責任者に届け出るものとする。

(責務)

第4条 乙は、本特約条項に従い第三者を契約の履行に係る作業に従事させる場合であっても、契約上の責任を免れることはできない。